

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



令和5年6月12日

全国青年税理士連盟
会長 山田 隆一
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10 下田ビル 7F
電話 03-3354-4162



申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに対する反対意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、国税庁において、令和6年4月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討しているということですが、当連盟は、下記の理由により、收受日付印の押なつの見直しについて、断固反対します。

よって、貴会におかれましても国税庁に対して、本件の白紙撤回を求め、かつ納税者に対して配慮ある提言をいただきたく、強く要望します。

(反対する理由)

1. 本件見直しに関する国税庁の説明に「令和3年度の e-Tax 利用率は、所得税申告で 59.2%、法人税申告で 87.9%に達しており、今後も e-Tax の拡大がさらに見込まれること」とあるが、利用率が 100%に達していない限りは、すべての納税者にとって e-Tax の利用が可能ということではなく、本件見直しは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差(デジタルデバイド)を無視した単なる国税庁の都合によるものであり、納税者への配慮に欠ける。
2. 令和3年度の相続税申告については、e-Tax の利用率が 23.4%にとどまっているが、添付書類の多さなどの相続税申告書の特徴から、e-Tax よりも紙媒体による申告書の提出に利便性がある現状においては、收受日付印により申告書等を提出した事実を確認することが必要である。
3. 例えば、納税管理人による非居住者の申告(税理士及び税理士法人が代理人となっている場合を除く)については、e-Tax による申告書の提出ができない。このようにすべての申告書等を e-Tax で提出することができない状況では、提出した事実を確認するための收受日付印は必要である。
4. 紙媒体で提出した申告書等に收受日付印がない場合において、後から申告書等の提出事実等を確認する手段として納税証明書の取得や申告書等の閲覧サービスがあるが、これらの方法は、納税者にとって費用と時間をいわずらに浪費させる結果になるだけであり、税務行政における納税者サービスの低下につながる。

5. 紙媒体で提出することが可能な申告書等のひとつに、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書があるが、これについては、実務上は柔軟な対応がされているものの、原則は発信主義ではなく到達主義を採用している。そのため、收受日付印がないことにより口座振替の利用可能時期の判断を誤る虞がある。よって、申告書等としてすべての書面に收受日付印を押さない国税庁の方針は、納税者にとって不測の事態を招く可能性が高い。
6. オンライン申請等の推進に関し、マイナンバーカードの利用が必須となっているが、直近でも不祥事が続くなど、マイナンバーカードへの信頼性が揺らいでいる中では、時期尚早である。
7. 本件見直しの実施予定である令和6年4月までには、到底、すべての納税者のデジタルデバイスが埋まることは想定できず、時期尚早である。
8. そもそも e-Tax の利用拡充と收受日付印の押なつの取りやめは無関係であり、税務行政における納税者サービスの低下でしかない。
9. デジタル社会のあり方として、すべての紙媒体を排除し電子化をするのではなく、紙媒体と電子媒体が共存することによって、各々の利便性や必要性に応じた取捨選択が可能になることこそが重要なのであって、強制的に紙媒体を排除することにより電子化を進める方針は、納税者に対する単なる押し付けでしかない。

以上



令和5年6月12日

国税庁長官
阪田 渉 殿

全国青年税理士連盟

会長 山田 隆一

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162



申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに対する反対意見

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、貴庁は、税務行政DXの取組の進捗を踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和6年4月以降、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを取りやめることを検討しているということですが、当連盟は、下記の理由により、收受日付印の押なつの見直しについて、断固反対します。

(反対する理由)

1. 本件見直しに関する貴庁の説明に「令和3年度のe-Tax利用率は、所得税申告で59.2%、法人税申告で87.9%に達しており、今後もe-Taxの拡大がさらに見込まれること」とあるが、利用率が100%に達していない限りは、すべての納税者にとってe-Taxの利用が可能ということではなく、本件見直しは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差(デジタルデバイド)を無視した単なる貴庁の都合によるものであり、納税者への配慮に欠ける。
2. 令和3年度の相続税申告については、e-Taxの利用率が23.4%にとどまっているが、添付書類の多さなどの相続税申告書の特徴から、e-Taxよりも紙媒体による申告書の提出に利便性がある現状においては、收受日付印により申告書等を提出した事実を確認することが必要である。
3. 例えば、納税管理人による非居住者の申告(税理士及び税理士法人が代理人となっている場合を除く)については、e-Taxによる申告書の提出ができない。このようにすべての申告書等をe-Taxで提出することができない状況では、提出した事実を確認するための收受日付印は必要である。
4. 紙媒体で提出した申告書等に收受日付印がない場合において、後から申告書等の提出事実等を確認する手段として納税証明書の取得や申告書等の閲覧サービスがあるが、これらの方法は、納税者にとって費用と時間をいわずらに浪費させる結果になるだけであり、税務行政における納税者サービスの低下につながる。

5. 紙媒体で提出することが可能な申告書等のひとつに、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書があるが、これについては、実務上は柔軟な対応がされているものの、原則は発信主義ではなく到達主義を採用している。そのため、收受日付印がないことにより口座振替の利用可能時期の判断を誤る虞がある。よって、申告書等としてすべての書面に收受日付印を押さない貴庁の方針は、納税者にとって不測の事態を招く可能性が高い。
6. オンライン申請等の推進に関し、マイナンバーカードの利用が必須となっているが、直近でも不祥事が続くなど、マイナンバーカードへの信頼性が揺らいでいる中では、時期尚早である。
7. 本件見直しの実施予定である令和6年4月までには、到底、すべての納税者のデジタルデバインドが埋まることは想定できず、時期尚早である。
8. そもそも e-Tax の利用拡充と收受日付印の押なつの取りやめは無関係であり、税務行政における納税者サービスの低下でしかない。
9. デジタル社会のあり方として、すべての紙媒体を排除し電子化をするのではなく、紙媒体と電子媒体が共存することによって、各々の利便性や必要性に応じた取捨選択が可能になることこそが重要なのであって、強制的に紙媒体を排除することにより電子化を進める方針は、納税者に対する単なる押し付けでしかない。

以上